

◎ 探偵業者へ依頼する方へ

○ 契約前に業者とやりとりする書面は2種類あります

◎ 「契約する前」に依頼者が業者から受け取る書面（契約前書面）

業者は、依頼者から探偵業務を行う契約を締結しようとするとき

※ 「契約前書面」を依頼者に手渡す義務

※ 「契約前書面」の内容を依頼者に説明する義務

があります。

◎ 「契約する前」に業者が依頼者から受けとる書面（誓約書）

依頼者は、探偵業を依頼しようとするときには、

調査結果を

- 犯罪行為
- 違法な差別的取扱い

のために利用しない旨の「誓約書」

を依頼者が探偵業者に渡す必要があります。

探偵業者は依頼者から「この書面を受け取る義務」があります。

○ 契約後に業者から受け取る書面があります

◎ 「契約した後」に業者から受け取る書面（契約後書面）

探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、

速やかに「契約後書面」を依頼者に手渡すことが義務付けら

れています。

2 「契約前後書面」に記載されていなければならない事項

☆ 「契約前書面」に記載されていなければならない項目

(法第8条第1項)

- 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 ※第4条3項の書面に記載されている事項
- 3 探偵業務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令を遵守するものであること。
- 4 ※第10条に関する事項
- 5 提供することができる探偵業務の内容
- 6 探偵業務の委託に関する事項
- 7 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算及び支払時期
- 8 契約の解除に関する事項
- 9 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項

※「第4条第3項の書面」とは、「探偵業届出証明書」のことです。

※「第10条に関する事項」とは、「秘密の保持等」のことです。

☆ 「契約後書面」に記載されていなければならない項目

(法第8条第2項)

- 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の氏名及び契約年月日
- 3 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法
- 4 探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限
- 5 探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容
- 6 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法
- 7 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 8 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容

☆ 依頼する（又はした）探偵業者が

- 法第7条の「誓約書」を依頼者から受け取っていない
- 法第8条第1項、第2項の「契約前書面・契約後書面」をそれぞれ依頼者に手渡して、契約内容について説明をしていない

場合は、違反業者となりますので、警察本部までご一報ください。

その他探偵業に関して、ご不明な点があれば、下記連絡先までお問い合わせください。

探偵業に関するお問い合わせ

土・日・祝祭日除く 午前9時から午後5時まで

愛知県警察本部警備業係（052-951-1611 内線3284）